

## 曹操樂府詩論考

植 木 久 行

一

曹操は、後漢の桓帝永寿元年（一五五）に生まれ、獻帝建安二十五年（二二〇）正月庚子（二十三日）に没した。儒家的国家理念と社会の旧価値観とを次第に克服していった、その六十五年間の生涯は、祖父に宦官をもつ、いわゆる濁流家庭を母胎とするものであり、そこには、徹底した功利主義・現実主義の立場が認められる。

後漢王朝の政治的・生命の崩壊期にあたる建安年間（一九六～二二〇）は、中国古典詩史上、建安の風骨を以て知られる時代であり、『宋書』謝靈運傳論には、「至于建安、曹氏基命、二祖陳王、咸蓄盛藻、甫乃以情緯文、以文被質」と、早くも高い評価が賦与される。また、『文心雕龍』才略篇に、「然而魏時話言、必以元封爲稱首、宋來美談、亦以建安爲口實、何也、豈非崇文之盛世、招才之嘉會哉」と記す劉勰の説は、劉宋以後において、建安文学に対する評価が次第に高まってきたことを示すものであろう。

曹操は、曹魏政権の政治上の領袖であつたばかりでなく、曹丕や曹植とともに文学上の領袖として、適切な保護と指導を行なつた。<sup>(1)</sup>曹操詩は、鍾嶸の『詩品』で下品にランクされるが、清初の王士禛（一六三四～一七一）は、『漁洋詩話』で、上品にあるべきだと主張する。さらに、その少し前、後七子の指導者である王世貞（一五二六～九〇）は、『藝苑卮言』卷三に、「曹公莽莽、古直悲涼、子桓小藻、自是樂府本色、子建天才流麗、雖譽冠千古、而實遜父兄、何以故、材太高、辭太華」と述べて、曹操に高い評価を与える。彼の門下である胡應麟（一五五一～一六一二）は「論樂府也、讀者不可偏泥<sup>(2)</sup>」と注意するが、結局のところ、曹操の文学的地位への高い評価であると言えよう。

## 二

現在、伝わる曹操の詩歌は、十八の完篇<sup>(3)</sup>と少しばかりの断片<sup>(4)</sup>である。その完篇は、全て樂府詩であり、相和歌辞の範疇にはいる（郭茂倩『樂府詩集』十二分類に従う）。そして、断片章句も「謠俗詞」<sup>(5)</sup>の所屬が不明瞭であるほかは、皆な相和歌辞である。徒詩を全く残さないことは、作品が全て相和歌の曲題に従うこととともに、曹操詩の大きな片寄りであると言えよう。

俗樂系統の宮廷樂の呼称である相和歌辞（相和六引・相和曲・吟歎曲・四弦曲・平調曲・清調曲・瑟調曲・楚調曲・大曲）の中で、曹操の手になる十八の完篇は、「蒿里行」「薤露」「氣出唱」三首「對酒」「度關山」「精列」「陌上

桑」の合計九首が相和曲に属し、「却東西門行」「步出夏門行」「善哉行」二首の合計四首が瑟調曲に属し、「秋胡行」二首「苦寒行」の合計三首が清調曲に属し、「短歌行」二首が平調曲に属している。

相和歌辞については、一般に、『宋書』樂志三に記される「相和、漢舊歌也、絲竹更相和、執節者歌」という記述によって理解されている。つまり、相和歌の宮廷雅楽としての形態は、笛などの管楽器と、琴・瑟・箏などの弦楽器から構成される管弦交響楽を伴奏にして、節（拊）を執る者がリズムをとりながら歌うものであるが、曹操の樂府詩考察には、その起源を示す「漢舊歌也」の指摘が最も重要であろう。<sup>(6)</sup>

相和歌の「漢舊歌」起源説について、「凡樂章古詞、今之存者、並漢世街陌謠謳、江南可采蓮・烏生十五子・白頭吟之屬、是也」(『宋書』樂志一)<sup>(8)</sup>等の論述によって考えると、相和歌辞の中には、漢から魏にかけて市井に流行していた民間歌辞が多く採りあげられていたらしい。そして、一定の楽器伴奏を持たずに自由に歌唱されていたと思われる民間歌曲の調べが踏襲され、雅樂的に変曲演奏されたであろうことが、いちおう推測されるのである。

郭茂倩の『樂府詩集』に付す注記に従えば、魏樂の奏する所は、「度關山」「薤露」「蒿里行」「對酒」の四首であり、魏晉の奏する所は、「善哉行」二首「步出夏門行」「却東西門行」「氣出唱」三首「精列」「秋胡行」二首の十首であり、晉樂の奏する所は、「短歌行」二首「苦寒行」「陌上桑」の四首である。つまり、曹操の作品が、正式に一王朝の宮廷雅楽としての地位を得たのは、曹丕の天子即位後の魏晉王朝の頃であろう。しかし、それらの中には、樂辞として変形されたもののみが残り、本来の歌辞である、いわゆる本辞は、すでにその原形がたどりがたくなっているものもある<sup>(9)</sup>。

曹操が擬古樂府詩の対象にした市井の歌謡は、「哀樂に感じ、事に緣りて發した」民衆の共有するさまざまな哀歡

を綴るものであった。それはまた、民歌に普遍的な、社会や人生の苦しみの訴えと、素朴な恋歌を主要とするものであったとも言える。この民間歌曲を対象として、その擬作に励んだことは、曹操が他方で、荒廃した制度や儀礼の再建の一環として、先代の古楽復興に尽力した政治行為と較べあわせると、その特色が明確になる。『宋書』樂志一には、

魏武平荊州、獲杜夔、善八音、嘗爲漢雅樂郎、尤悉樂事、於是爲軍謀祭酒、使掎定雅樂、時又有鄧靜・尹商、善訓雅樂、歌師尹胡、能歌完廟郊祀之曲、舞師馮商・服養、曉知先代諸舞、夔悉總領之、遠考經籍、近采故事、魏復先代古樂、自夔始也、而左延年等妙善鄭聲、惟夔好古存正焉、

という記事があり、曹操が漢の雅楽郎であった杜夔を中心にして、伝統雅楽の復興に努力したことが理解される。それは、建安十三年の荊州平定（劉琮の降服）時以後である（『三國志』杜夔傳にも、同様の記述がある）。

その後、建安十八年、魏公に即いた曹操は、軒懸の楽と六俗の舞を賜わり、諸侯として宮廷楽団を持つことが、公式に認められることになった。その年、侍中の官職に昇進した王粲（一七七～二一七）は、『三國志』本傳に「時舊儀廢弛、興造制度、祭恆典之」と記されるように頽廢淪欠した雅楽の復興に従事して、雅楽歌辞を改作したように思われる。『宋書』樂志一には、「魏國初建、使王粲改作登哥及安世・巴渝詩」とある。また、現存する王粲作「太廟頌」三章は、宗廟創建時における、曹操の祖先をまつる頌歌であるし、王粲作「魏兪兒舞歌」四首は、漢の「巴渝舞」歌の改作で、「魏國初建所用」（『宋書』樂志二所載、「魏兪兒舞歌」四篇題下注）とあるように、同じ時期の魏徳をたえる雅楽である。

既述の二例からも理解されるように、曹操は、良識ある政治家として杜夔や王粲らに命じて雅楽に関する仕事につ

かせながら、他方においては、自ら、感情の豊富な民歌を、自己の情熱と関心をそそぐ唯一の詩歌様式の対象として選択したのであった。そこには、曹操の公的側面と私的側面とが如実に表われているように思われる。

この古楽復興は、おそらく当時における樂府詩作成の空氣を助長する一因にもなったであろうが、むしろ大切な点は、雅樂歌辭の作成拒否（もしくは、回避）に見られる曹操の私的側面である。莊重典雅ではあるが、退屈な伝統雅樂については、自己の幕僚に委せ、自らは清新で活発な民歌を愛好して、その擬作を作成したのであった。

この原因として考えられるものは、家庭環境と生来の氣質である。祖父曹騰は、范曄『後漢書』本傳に、「騰用事省闈三十餘年、奉事四帝、未嘗有過、其所進達、皆海内名人」と記されるように、宦官としてすぐれた能力を持っていたようであるが、一面また、經濟上の貪欲さも宦官の常として持っていたと思われる。また、その養子で曹操の親にあたる曹嵩は、同傳に「嵩、靈帝時、貨賂中官、及輸西園錢一億萬、故位至太尉」と記されるような人物であった。このような曹操の家庭環境は、実に戦国処世の知恵を育てるにふさわしい功利主義・現実主義な立場にあったと思われる。またその結果、伝統文化の制約がより少ないことになり、「少機警、有權數、而任俠放蕩、不治行業」（武帝紀）と記されるような、少年期の放縱を喜び、礼教の拘束外に奔放にふるまう態度を、一層助長させたことであろう。この態度は、政界進出につれて、次第に屈折しながら、反伝統的实际主義へと顕在化するようになる。名門勢力との、政治軍事方面における利害関係の対立と矛盾の中で、曹操の政治行為は、ますます、反伝統的態度を志向する。こうした態度は、詩歌の実作という私的側面でも忌憚なく發揮され、伝統の薄弱な民間歌謡の擬作行為へと次第に結びついたものと思われる。つまり、その行為は、反伝統的現実主義という政治行為が、文学の創作に影響を及ぼしたものであり、それはまた、自己の強烈な嗜好性を重んじる自由な態度の表われであると考えることもできよう。

『文心雕龍』章表篇に見られる『曹公稱、『表不必三讓、又勿得浮華』、所以魏初表章、指事造實、求其靡麗、則未足美』の記述は、このことを物語るであろう。同時にまた、当時の伝統的文学様式である辞賦作品の作成状況と関連させて考えると、こうした傾向は、一層明瞭になる。嚴可均の『全上古三代秦漢三國六朝文』の輯録に基いて、賦数を数えると、曹操（三）曹丕（二八）曹植（五四）阮瑀（四）王粲（二五）陳琳（一〇）劉楨（六）應瑒（一四）徐幹（八）繁欽（一三）楊修（五）である。この数字は、各々の文人における文学意識の比重を示唆し、曹操にあっては、その詩歌作成行為のもつ余技性を示唆するように思える。曹操が簡潔さを好むため、助字を多く使用する辞賦体を嫌ったらしいことは『文心雕龍』章句篇に、「詩人以兮字入於句限、楚辭用之、字出句外、尋兮字成句、乃語助餘聲……而魏武弗好、豈不以無益文義耶」と記す劉勰説によって知られる。曹操の現実的實際主義は、この面にも強く働いているようである。

次に、樂府詩が歌謡文学であるという点から、曹操の音楽愛好や歌謡愛好<sup>(1)</sup>が、当然考えられるであろう。彼の音楽才能については、後述するが、『宋書』樂志に、「但歌四曲、出自漢世、無絃節作技、最先一人唱、二人和、魏武帝尤好之」と記される記述は、曹操の歌謡愛好を示す資料である。また、曹操の音楽愛好や、その日常生活のありさまを伝える資料に、『曹瞞傳<sup>(2)</sup>』の「太祖爲人佻易、無威重、好音樂、倡優在側、常以日達夕……每與人談論、戲弄言誦、盡無所隱、及歡悅大笑、至以頭没杯案中、肴膳皆沾汗巾幘、其輕易如此」の記事がある。この資料を読むと、『文心雕龍』樂府篇に記される「俗聽飛馳、職競新異、雅詠溫恭、必欠伸魚睨、奇辭切至、則拊髀雀躍」の叙述が、改めて思い出される。民衆の民歌愛好の特徴を記すこの記事と、前引『曹瞞傳』の叙述の間には、明らかに一種の近似性と言えるものが存在するように思われる。曹操は、いわば漢代『詩經』学に代表される儒家的文学理念、すなわち、諷

諫精神の内在による政治寄与を志向する漢儒の文学理念の桎梏から離脱して、自己の好尚や感情に比較的素直な民衆に近い立場に、結果的には存在したように思われる。換言すれば、曹操の現実主義的な態度や、自己の嗜好性重視の傾向が、明道・徵聖・崇經といった儒家的文学思想の超剋となって現われたと言えよう。

この事は、当時の文人を代表する建安七子の楽府作品が、数量的に僅少なことによっても傍証されるであろう。孔融・劉楨・徐幹・應瑒の四人は、楽府作品を全く残さないし、王粲は前述のように、莊重な雅楽の歌辞のみである。わずかに、陳琳の「飲馬長城窟行」一首、阮瑀の「駕出北郭門行」「怨詩<sup>13)</sup>」といった状態にあることは、留意すべき現象であると言えよう。つまり、建安七子は、もっぱら辞賦と徒詩の作者であろうとする傾向をもつわけである。<sup>14)</sup>

### 三

曹操の楽府詩は、『詩經』六義説の内容分類を示す風雅頌の区分に従えば、おおむね國風に対する模擬作品である。そもそも、楽府古辞の創作には、(a)民間の歌謡 (b)文人の詩賦(司馬相如ら) (c)音律に明るい人間(李延年ら)の作品、の三つの源泉が考えられる。これに対して、模擬の楽府詩は、楽府古辞のもつ三つの要素―(イ)楽府題(曲名)、(ロ)曲調 (ハ)歌辞(内容)―に、ある種の感興をおぼえ、その替え歌を作成しようとするものであると言えよう。その三要素への感興と継承に関しては、強弱の差はあるにしても、ある種の脈絡が存在しなければならぬはずである。しかし、今日、曲調が未詳である以上、模擬作品として認められるものは、いちおう楽府題を同一にする作品群に限

られることになる。

今日、一般に、後漢の明帝の頃の作である東平王蒼の「武德舞歌詞」や、無名氏の「雁門太守行」は、いわゆる擬古樂府詩の始まりに位置する作品であるとされている<sup>(15)</sup>。しかし、それらのわずかな実例として伝えられる作品は、宗廟をまつる歌辞や無名氏の作であり、特定の個人が、持続的な情熱と関心をよせた作品ではない。曹操は、擬古樂府詩の制作に恒常的な興味と関心を持ち続けた最初の名ある文人であると言ってもよい。この意味で、曹操は、樂府史の展開の中で、新しい一種の創作態度を選択した文学史的功績を持つと言えるであろう。

曹操は、模擬作品を多作しながら、歌辞内容の面では、全く新鮮な詩句を吐露する。それは、時には、全く古辞内容との脈絡をもたぬ作品となり、また時には、既成の古辞内容に知識人としての理性に基づく責務や理想を加えた作品ともなっており、強い説理性を帯びることになる。曹操の作品の内、樂府古辞の現存しているものは、十八の完篇の中で、「善哉行」二首「步出夏門行」「薤露」「蒿里行」「陌上桑」の六首である。「來日大難」云々と続く「善哉行」古辞は、宴会時の賓客贈答の歌であるように思われるが、曹操の「善哉行」(古公)は、いわば詠史詩であり、「善哉行」(自惜)は、自叙詩の体裁をとる。「邪徑過空廬」の句で始まる「步出夏門行」(隴西行)<sup>(16)</sup>古辞は升仙得道を歌うが、曹操の作品は、烏桓征伐を契機に生れた作品であり、「觀滄海」、「冬十月」、「土不同」、「龜雖壽」と続く、一種の連作形態をとる。また、「陌上桑」古辞は羅敷にまつわる叙事詩であるが、曹操の作品は遊仙詩である。曹操の「薤露」と「蒿里行」の作品は、一清の張玉穀(？—一七七二)が、「古詩賞析」卷八で指摘するように、<sup>(17)</sup>崔豹の『古今注』<sup>(18)</sup>に記す二古辞のもつ差異(「薤露」は王公貴人の挽歌、「蒿里行」は士大夫庶人の挽歌)を継承しながらも、古樂府を借りて当時の社会を描写したものである。両作品は、漢王朝の衰微に対する、一人の知識人としての挽歌であ



るとも評価できるが、明の譚元春（一五八六～一六三一）が、「薤露蒿里、如此着想、如此寄意、翻盡從來擬古門戶」<sup>(19)</sup>（『古詩歸』）と言うような積極的評価こそ適切であろう。そのほか、「秋胡行」古辞が、『西京雜記』や『列女傳』所載の不幸な秋胡の妻を詠じた作品であったとすれば、曹操のそれは、神仙的要素の顕著な作品であるから、ここにも大きな差異が認められることになる。

このような楽府古辞内容との大きな乖離は、<sup>(20)</sup>何を物語るものであろうか。それは、恐らく、曹操が楽府詩という文学様式を借りて、自己の強烈な個人的思想や情念を吐露したためであると考えるのが妥当であろう。一般に、個人の思想や士大夫の感情がより直截的に表白されるのは、散文よりも韻文であり、当時の文学様式に即して言えば、それを担当するものは、まず、漢代の文学の主流である辞賦であり、ついで楚辞風の歌詩や、後漢の始め以来盛んになってきた徒詩であった。少なくとも現存詩に依拠する限り、徒詩を全く残さない曹操においては、言志（述志）という行為を行ないうる文学様式は、楽府体にならざるをえないという一種の必然性がある。しかも楚辞風の歌を作らず、辞賦もほとんど作らない曹操にとって、この点はさらに必然的な過程であったと言うこともできよう。この点に、既述のような相和歌辞への愛好を示す、いくつかの原因が重なりあった時、曹操にあっては、楽府詩を自己の言志様式として選択することは、まことに容易な道筋であったと考えられる。民歌の擬作を自己の言志様式として採用するという態度も、楽府詩の歴史において、一つの画期的なでき事であったと言えるように思う。

歌謡文学である楽府詩を自己の言志様式として選択する場合、音楽的才能は、特に重要である。『文心雕龍』樂府篇には、「至於魏之三祖、氣爽才麗、宰割辭調、音靡節平」云々と記されており、曹操が、曹丕（文帝）や曹叡（明帝）とともに、歌詞・音調両面において、相当の自由さで楽府詩を作成したことが知られる。また、曹操自身、草書

や囲碁などの才能とともに、音楽に対しても卓越した才能をもっていたらしいことは、晋の張華（二三二〜三〇〇）作『博物志』<sup>(12)</sup>に記される「桓譚・蔡邕善音楽……太祖皆與埒能」の語によって知ることができる。その結果、「御軍三十餘年、手不捨書、晝則講武策、夜則思經傳、登高必賦、及造新詩、被之管絃、皆成樂章」<sup>(12)</sup>（魏書）と記されるように、兵馬倥傯の間に作成された新しい歌詞（樂府詩）は、おそらく、そのまま歌える樂章となったわけであろう。殊に、「及造新詩、被之管絃、皆成樂章」の記述は、音楽的才能の豊かな曹操における、樂府体を借りた言志という行為のもつ自由さを示唆するように思われる。

現存の樂府古辞のいくつかについて、曹操の作品と較べあわせながら、音数律の面から考えてみると、雜言体である「薤露」・「蒿里行」古辞は、曹操の作品の中で五言体に改まるとともに、著しく篇幅が長くなっている。逆に、「陌上桑」古辞は五言体であるのに、曹操の作品は雜言体になっている。「步出夏門行」<sup>(21)</sup>は、五言から四言に、「善哉行」は、四言（「善哉行」（古公））と五言（「善哉行」（自世））に、それぞれ分岐して変化している。これらは、劉勰の言う「宰割辭調、音靡節平」の、一つの実例であろうか。

今日、「氣出唱」「精列」「苦寒行」「度關山」「對酒」「短歌行」「秋胡行」「却東西門行」の各作品には、古辞が残されていないため、曹操の擬古樂府詩を現存最古のものとする。その内、「氣出唱」や「精列」は、後代の同樂府題に基いた擬作をもたないが、他の作品については、曹操以後の同名の擬古樂府詩が残されている。保存の処置が取られない民間歌曲歌辞は、自然に消滅変遷してゆきやすい。これに対して、魏晉樂で奏され、宮廷雅樂としての地位を得た曹操の作品は、よりよく保存され、記録に残っていく。このような条件のもとでは、伝承する最も古い樂府詩として、曹操の擬古作品を認めざるをえない状況が、自然に作り出される。樂府古辞の遺失した作品群では、曹操の擬古

楽府詩を一種の楽府古辞化する傾向を内在している。「樂府解題」の「晋樂奏魏武帝北上篇、備言冰雪谿谷之苦、其後或謂之北上行、蓋因武帝辭而擬之也<sup>(22)</sup>」と述べる説は、曹操の「苦寒行」を直接的な感興の対象として意識したことを物語る。「度關山」を除く他の作品は、おおむね、後代の陸機（二六一～三〇三）や謝靈運（三八五～四三三）らの擬作に影響を及ぼしているように思われる。また、「苦寒行」など一部の作品は、楽府題と歌辞との関係が密接であるが、これは、曹操の作品が、一般に古辞の内容や楽府題と乖離する傾向をもつなかにあって、やや例外的な感じを与える。「苦寒行」は、或いは古辞をもたない新しい作品ではないかという疑問をいだかせる<sup>(23)</sup>。曹操の擬古楽府詩が、それ自体、楽府古辞化するという傾向を帯びることは、楽府史の展開の上で、重要な意味をもつものと言えるであらう。

#### 四

ここで、曹操の楽府詩に見られる内容上の特色を考えておきたい。曹操の生存した後漢の末葉は、殺戮・飢餓・疫病等が猛威をふるった時代であり、根強い社会不安が瀰漫していた。例えば、曹丕の『典論』自序には、「初平之初、董卓殺主鳩后、蕩覆王室、是時四海既困中平之政、兼惡卓之凶逆、家家思亂、人人自危」と、戦乱への予感におのいた民衆の姿が記され、曹操の建安七年（二〇二）の令には、「吾起義兵、爲天下除暴亂、舊土人民、死喪略盡、國中終日行、不見所識」とあり、董卓の乱以後の荒廢を想像させる。また、文帝曹丕に対する杜恕（一九六～二五二）

の上疏にみられる、「今大魏奄有十州之地、而承喪亂之弊、計其戶口、不如往昔一州之民<sup>(26)</sup>」の語もある。絶えず混迷を続ける社会の中で、人生無常という意識が、当時の時代思潮になり、その結果、詩歌の面にも、人生を朝露・客子・麤塵などにたとえ、金石にあらざると嘆ずる口吻が、頻繁に見られるようになる。<sup>(27)</sup> 雍容たる泰平の音から、蒼涼たる悲哀の音が、詩歌の基調となったのである。

その風気の中から、享楽と悲哀の歌声が生まれる。神仙思想や老荘思想の流行につれて、登仙や不老長生を追求する作品が、延命長寿をことほぐ祝頌歌辞中に見られるようになる。相和歌辞の「長歌行」「董逃行」「善哉行」「王子喬」などは、天子や貴顕の長寿を祈る詩句であり、仙人や仙薬を求める遊仙詩の萌芽と言えよう。

曹操は、このような時代思潮の中であって、典型的な、祝頌歌辞的なスタイルで「陌上桑」、「氣出唱」三首の遊仙詩を残している。しかし、同様にこの系列に属しながら、「精列」や「秋胡行」などの作品には、結局のところ、典型的な遊仙詩にはなりえにくい、仙道探求や神仙的不老不死への、ある種の疑惑と否認の意識が吐露される。

厥初生、造化之陶物、莫不有終期、莫不有終期、聖賢不能免、何爲懷此憂、願螭龍之駕、思想崑崙居、思想崑崙居、見欺於  
 迂怪、志意在蓬萊、志意在蓬萊、周孔聖祖落、會稽以墳丘、陶陶誰能度、君子以弗憂年之暮、奈何時過時來微、（「精列」）

理性と永生の欲求との激しい葛藤、その中から生れる深い憂愁が、ここには吐露されている。有限なる人間が無限なる神仙世界に憧憬しても、結局、無意味で欺かれるのみであるという説理的な態度は「秋胡行」（願登）の「不戚年往、憂世不治、存亡有命、慮之爲蚩」のことばとともに、詩に理性を導入しようとする知識人の一姿勢であると言えようか。「古詩十九首」に、「服食求神仙、多爲藥所誤」や「仙人王子喬、難可與等期」の発言があることとともに、注意されるべき点であろう。

前に引いた『博物志』には、曹操の私的趣味を記して、「又好養性法、亦解方藥、招引方術之士、廬江左慈・譙郡華陀・甘陵甘始・陽城邴儉、無不畢至」と述べるくだりがある。この不老長生術への関心は、秦の始皇帝や漢の武帝のように、神仙的不老不死への、非理性的な耽溺を示す行爲になって表面化することはなかった。現実にあつては、實際的な政治施策が常に行なわれていたのである。曹植の「辨道論」<sup>(28)</sup>には、

世有方士、吾王悉所招致、甘陵有甘始、廬江有左慈、陽城有邴儉、始能行氣導引、慈晬房中之術、儉善辟穀、悉號數百歲、本所以集之於魏國者、誠恐此人之徒、接姦諛以欺衆、行妖惡以惑民、故衆而禁之也。

とある。曹操は、当時の民衆の意識においては、実在していた仙道探求が幻想にすぎぬと断じ、「痛哉世人、見欺神仙」<sup>(29)</sup>と嘆じて、方士たちを鄴都に集め、厳しく禁圧したのであった。

人生の有限を自覚しつつ、しかも享楽も求仙も拒否し、また、隱逸脱俗や不遇意識に自己の憂愁を解消することもなく、曹操は、自己の課題である乱世の終息を志向した。時間の推移に対する深い覚醒のもと、人間の営為によって人寿を延長しようと説く昂揚した精神力を培ったのは、その過程においてであったであろう。

神龜雖壽、猶有竟時、騰蛇乘霧、終爲土灰、老驥伏櫪、志在千里、烈士暮年、壯心不已、盈縮之期、不但在天、養怡之福、可得永年、幸甚至哉、歌以詠志、

この「步出夏門行」第四解「龜雖壽」は、艶（前奏曲）の歌辞（雲行雨歩、超越九江之皐……經過至我碣石、心惆悵我東海）によって、建安十二年（二〇七）の烏桓征伐を契機に作られたものであることがわかる。翌年、鄴城に帰還した後の作であるとすれば、曹操は、すでに五十四歳である。詩中の「老驥」も「烈士」も、恐らくは自己の象徴であろう。明の鐘惺（一五七四～一六二四）は「拗氣橫語、在『不但在天』上、有君相造命之意、『不但在天』、腐儒

吐舌、及讀下二句、始知眞英雄無欺人語」(『古詩歸』)と論評するが、下二句(養怡之福、可得永年)は、むしろや、感情を抑えた表現であり、自己の天命思想に敢然と挑んだ「盈縮之期、不但在天」の強烈な意志力こそが、その真意だと言えるであろう。建安十五年十二月の令(『魏武故事』<sup>(12)</sup>所載)には、人が自分を「性不信天命之事」と見ていると、曹操自身、述懐するが、眞実、その通りであったと言えよう。「神龜」や「騰蛇」のような、神靈的な長寿をもつとされる生物に対比されることによって、老驥や烈士のもつ熾烈な精神力は、一層強調されている。時間の推移にもかかわらず少しも衰えない精神力の優越性こそが、人間の生命の有限性の中で、最も充実した重々しい人生を送る最大の武器であった。かれは、そう言うのであろう。例えば阮瑀の「怨詩」に見られる「民生受天命、漂若河中塵、雖稱百齡壽、孰能應此身、猶獲嬰凶禍、流落恆苦心」の感慨とは、全く色調を異にする。この点に、曹操の霸者的なますらおぶりを認めてもよいと思われる。

## 五

曹操の作成した擬古樂府詩は、時代的には、まだ擬古樂府詩作品の文学史的伝統が形成される以前の段階にある。従って、唐代擬古樂府詩に見られる「感動の古典化・客體化」の手法は認められない<sup>(32)</sup>。そこには、もっぱら言志・述志の作品が生れている。そのため、曹操の作品は、政治的なヴェイジョン・抱負を歌いながら、經世済民の熱情を率直に吐露するという傾向を帯びる。「天地間、人爲貴」で始まる「度關山」は、愛民・守法・勤儉の政治方針を歌う。

また、「對酒」は、曹操の夢想する泰平社会の設定であり、その政治的論拠を諸書に求めて、「恩澤廣及草木昆蟲」なる理想を歌う。

曹操は、法律による綱紀肅正で知られる。<sup>(33)</sup>陳壽（二二三～一九七）は武帝紀評で、「擘申・商之法術」と記し、晉の傅玄（二一七～七八）は、「近者、魏武好法術、而天下貴刑名」<sup>(34)</sup>と述べる。曹操自身、「撥亂之政、以刑爲先」<sup>(35)</sup>や、「夫刑百姓之命也」<sup>(25)</sup>とも、述べている。この法術主義は、乱世を終息させる臨機応変的な法治であり「曹瞞傳」<sup>(12)</sup>に、「然持法峻刻、諸將有計畫勝出己者、隨以法誅之、及故人舊怨、亦皆無餘、其所刑殺、輒對之垂涕嗟痛之、終無所活」とあるような、嚴刑と残忍さで行使されたらしい。「度關山」には「嗟哉後世、改制易律、勞民爲君、役賦其力」とあり、法律を基にした一見識をみせている。

同時に、節儉にも心がけた。『魏書』<sup>(12)</sup>に、「雅性節儉、不好華麗、後宮衣不錦繡、侍御履不二采、帷帳屏風、壞則補納、茵蓐取濫、無有緣飾」と、日頃の質素な生活ぶりが述べられている。

その節儉は、厚葬の禁止ともなっていて表われた。『宋書』禮志二に、「漢以後、天下送死奢靡、多作石室石獸碑銘等物、建安十年、魏武帝以天下雕弊、下令不得厚葬、又禁立碑」とあり、前引の『魏書』には、「常以送終之制、襲稱之數、繁而無益、俗又過之、故預自制終亡衣服、四篋而已」と言う。戦乱の世、常に軍備に費用がかかり「人相食啖、白骨委積」<sup>(36)</sup>のような飢餓の極限状況の中にあつては、酒禁令などとともに、節儉こそが不可欠の対策であった。曹操が、屯田（民屯・軍屯）の施行により、戦線の拡大と勢力の安定を意図したのも、食糧不足という現実が存在していたからである。「度關山」に、「舜漆食器、畔者十國、不及唐堯、采椽不斲、世歎伯夷、欲以厲俗、侈惡之大、儉爲共德」と述べているのは、奢侈というものが精神の蝕にまで到りうることを知っていたからであろう。

曹操の言志の具である樂府詩は、既述のような政治的色彩を持つものであり、それ故にまた、自己を聖人・覇者・仁者等に仮託する多くの表現を生む。このことは、明末清初の朱嘉徵（一六〇二—八四）が、「余頗頌其歌詞、未嘗不悲其志、憫其勞也、但託喻周公吐哺、以西伯自處、舉明辟付之後人、此爲英雄欺人」（『樂府廣序』卷八）と述べるような批判的になることが多い。「短歌行」（周西）は、文王・齊桓・晋文の三者に共通してみられる、天子補佐の態度を顕彰するものである。それは、「齊桓・晋文所以垂稱至今日者、以其兵勢廣大、猶能奉事周室也、論語云、三分天下有其二、以服事殷、周之德可謂至德矣、夫以大事小也」と、曹操自ら述懐するように、儒家的な高い節義が、それらの先人のうちに認められるからであろう。「魏氏春秋」<sup>(12)</sup>には、「若天命在吾、吾爲周文王矣」と、自ら述べたことを記し、皇甫謐の『逸士傳』<sup>(13)</sup>には、王儁が、「曹公、天下之雄也、必能興霸道、繼桓・文之功者也」と発言したことが記される。これらは、曹操が漢室を奉載して最後まで臣節を貫き通すように見せて、天下の信望を巧妙につなぐとすることを意図の表われであるとともに、一面また、歴史上の治乱興亡のもつ複雑さと、道德倫理とのつながりを検証しながら、文王・齊桓・晋文等に自己投入して、歴史的な名譽を重視しようとする思考の顕在化でもある。諸葛亮は若い頃、管仲や樂毅に自己をなぞらえた<sup>(38)</sup>と云う。曹操と諸葛亮の志向の差異を、如実に示すもののように思われる。「短歌行」（周西）のような一種の詠史詩の系列に「善哉行」（古公）の作品があり、古公亶父・太伯・仲雍・伯夷・叔齊等を詠じて、それらの人物の歴史的意義を叙述する。そのほか「短歌行」（對酒）と、「苦寒行」の二作品では、周公旦にたとえ、「薤露」では、宗臣の微子に自己をたとえている。

「對酒當歌、人生幾何、譬如朝露、去日苦多」と歌い起こされる有名な「短歌行」は、崔豹の『古今註』に言う「長歌短歌、言人壽長短、各有定分、不可妄求」<sup>(39)</sup>の語に連なる、人生無常の悲哀を継承する。そして、それが、「山不



厭高、水不厭深、周公吐哺、天下歸心」と結ばれることによって、濟世匡時の雄図が、時間の推移により挫折するかも知れないという形で、英雄的な落寞感が述べられる。「一沐三握髮、一飯三吐哺、猶恐失天下之士也<sup>(40)</sup>」と、人材登用に腐心した周公旦の名高い故事を用いたことは、自己の求賢の熱意を天下に宣伝してみたいという気持とも、恐らく関わっているであろう。建安十五年・十九年・二十二年と続く一連の用人令は、後漢の經、明、行修の人材登用基準を變革し、徳性より実務の才能を重んじる「唯才」主義を述べ、同時に単家専門の埋もれた人材を発掘しようとするものであった。『魏書<sup>(12)</sup>』には、「知人善察、難眩以僞、拔于禁・樂進於行陳之間、取張遼・徐晃於亡虜之内、皆佐命立功、列爲名將、其餘拔出細微、登爲牧守者、不可勝數」と書かれている。「樹恩四世、門生故吏徧於天下<sup>(42)</sup>」の袁紹とは異なり、曹騰・曹嵩のたくわえた家財の恩恵を受けたものの、ほとんど曹魏政權の実質的基礎は、曹操一代で形成されたものである。それだけに、人材擧用は最も腐心したことであったと思われる。

すでに先行諸注<sup>(43)</sup>にも記されるごとく、この「短歌行」には「青青子衿、悠悠我心」の二句（『詩經』鄭風子衿）や、「呦呦鹿鳴、鼓琴吹笙」の四句（『詩經』小雅鹿鳴）の例に見られるような特色ある典故の使用が認められる。このほか、「薤露」の「沐猴而冠帶」は、『史記』項羽本紀の「楚人沐猴而冠耳」の語に、「知小而謀大」の語に、「知小而謀大」の語に、「對酒」の「却走馬以養其土田」は、『老子』の「天下有道、却走馬以養」の語に、それぞれ変化を加えたものであり、「度關山」の「嚙涉幽明」の語は、『尙書』舜典の語を使う。このほかにも指摘できるが、このような典故模倣の傾向は、曹操詩が即興性の所産であることを示唆するとともに、かれの詩歌における断章取義的な気風の表われとも言えるであろう。同時に、曹操の博覧強記も土台になっているように思われる。曹丕の『典論』自序には、「上雅好詩書文籍、雖在軍旅、手不釋卷、每每定省、從容常言、人少好學則思專、長則善忘、長

大而能勤學者、唯吾與袁伯業耳」と、篤学ぶりが記されており、『魏書』には「後以明古學、復徵拜議郎」とも記されている。曹操の「博覽群書」<sup>(45)</sup>は、老後も引き続いて進められ、『江表傳』には、「孟德亦自謂老而好學」の語が見えている<sup>(47)</sup>。曹操自身は、博学と文学の関連について、こう述べたと記されている。

魏武稱、張子之文爲拙、然學問膚淺、所見不博、專拾掇崔杜小文、所作不可悉難、難便不知出所（『文心雕龍』事類篇）

曹操楽府詩は言志の作品である。「苦寒行」や「却東西門行」のような征旅詩を生んでいるのも首肯できるのである。董卓討伐のために中平六年に義兵を挙げてから、曹操軍団は、募兵や投降軍団や、協力・帰順した武力集団を含みながら、次第に成長した。自ら征戦した曹操にとって、征夫のいづく艱苦と悲哀は、たしかに自己の実感でもあったであろう。「戰城南」以来の楽府詩に見られる反戦・厭戦的気分を継承して、曹操はこう歌う。

奈何此征夫、安得去四方、戎馬不解鞍、鎧甲不離傍、冉冉老將至、何時反故郷、神龍藏深泉、猛獸步高岡、狐死歸首丘、故郷安可忘、（『却東西門行』の一部）

気骨ある沈鬱な抒情感覚と、それを基調とした高古な筆調は、曹操楽府詩の独自の風格である。南宋の敖陶孫（一一五四～一二二七）が、『詩評』の中に、「魏武帝如幽燕老將、氣韻沈雄」と述べるゆえんであろう。

(1) このことは、既に、『文心雕龍』時序篇や、鍾嶸作『詩品』序に指摘されている。

(2) 『詩數』内篇卷二、古體中五言。

(3) 「塘上行」には、古辞・甄皇后・曹丕・曹操の四説があり、今、曹操作とは考えない。

(4) 鈴木修次著『漢魏詩の研究』には、「董卓歌詞」「飲馬長城窟行」「善哉行」「謠俗詞」の断片を集録する（五五六～九

頁)。出典が明記されており、便利である。

『隋書』經籍志に記す曹操詩文集「魏武帝集」・『武皇帝逸集』・『魏武帝集新撰』より、早期の編集に思われるものに、『曹公集』(『三國志』糜竺傳表注引)がある。そこに引く沈家本の言葉に、「裴氏稱曹公者、當是魏末受禪以前之本」(盧弼集解本所引)とある。曹操の編集になるテキストかも知れない。曹操は、自ら兵法書や兵法書注解を作成している。

(5) 『初學記』卷一八・貧に、「甕中無斗儲」云々の作品を引用するが、その初句は、「東門行」の「盎中無斗儲」の句に似ており、作品そのものの信憑性が薄いように思われる。

(6) 後述するように、宮廷雅楽としての地位を得たのは、曹丕即位後の魏晉の頃であろうと思われる。

(7) 「烏生十五子」は、恐らく「烏生八九子」の誤りであろう。ちなみに、この三首全て、相和歌辞に属するから、その説明も、相和歌辞のそれと見なしてよいと思われる。

(8) 唐の吳兢『樂府古題要解』にも、「案相和而歌、並漢世街陌謳謠之詞」云々とある。

(9) 「精列」や「氣出唱」三首の作品は、恐らく樂辞としての形態であって、本辞ではないであろう。

(10) 丁福保説に従う(『全三國志』卷三)。

(11) 陸機の「弔魏武帝文」序に記される、「又曰、吾媿好妓人、皆著銅爵臺……月朝十五、輒向帳作妓」の語も、曹操の音樂愛好を物語るものであると言えよう(『文選』)。

(12) 『三國志』武帝紀裴注引。

(13) 『樂府詩集』に載せる阮瑀作「琴歌」は、すでに裴松之が阮瑀作を否定する。

(14) 孔融は、辭賦作品を全く残さない(嚴可均の輯録)。この点でも、他の六子とは異なる性格をもっている。

(15) 羅根澤『樂府文學史』など。

(16) 「步出夏門行」古辭の逸文として、「市朝人易、千歲墓平」の語が伝わる(『文選』陸機「門有車馬客行」李善注引)。その無常感とも違う。

(17) 「二章、皆賦當時之事、而借此舊題、蓋亦有故、雍露蒿里、本送葬哀輓之辭、用以傷亂後喪亡、固無不可、且上章執君

殺主、意重在上之人、下章萬姓死亡、意重在下之人、又恰與薤露送王公貴人、蒿里送士大夫庶人、兩相配合、勿徒以創格目之也。

(18) 『樂府詩集』卷二七「薤露」下注引。

(19) 兩書とも『樂府詩集』卷三六注引。

(20) 明の梅鼎祚『漢魏詩乘』所収の曹操作「薤露」下には、「薤露・蒿里・陌上桑・短歌・秋胡・善哉、皆古題而辭旨與古異、他皆自爲之曲」と記される。

(21) 注16逸文によると、四言から四言の変化。

(22) 『樂府詩集』卷三三「苦寒行」下注引。

(23) 注20の項参照。『文選』所収の馬融「長笛賦」序には、「吹笛爲氣出・精列相和」とあり、梅鼎祚の「他皆自爲之曲」説に含まれる誤謬には注意。ちなみに、「他」とは、「氣出唱」「精列」「度關山」「對酒」「苦寒行」「却東西門行」「碣石篇」である。

(24) 『三國志』文帝紀裴注引。

(25) 『三國志』武帝紀。

(26) 『三國志』杜恕傳。

(27) 前引『漢魏詩の研究』三六四〜七〇頁参照。

(28) 清の丁晏『曹集詮評』所収。

(29) 曹操作「善哉行」逸文。曹植の「贈白馬王彪」詩の李善注引(『文選』)。

(30) 『三國志』高柔傳に、「昔漢末陵遲、禮樂崩壞、雄戰虎爭以戰陣爲務、遂使儒林之群、幽隱而不顯」とあるように、後漢末には、隱逸保身的な思想が実践された。

(31) 司馬遷「悲士不遇賦」、董仲舒「士不遇賦」、賈誼「惜誓」、嚴忌「哀時命」、王粲「登樓賦」などには、現実での挫折感や敗北感を、明時に遇わない不遇意識の中に解消して、悲しみを忘れようとする傾向が見られる。

- (32) 松浦友久「李白樂府詩考」(『中國古典研究』第十六号所収) 参照。
- (33) 『三國志』邢顛傳には、「今聞曹公法令嚴、民厭亂矣」の語が見える。
- (34) 『晉書』傅玄傳。
- (35) 『三國志』高柔傳。
- (36) 『後漢書』獻帝紀、興平元年の記事。また、建安二年には、「江淮間、民相食」とある。
- (37) 『三國志』武帝紀の裴注引『魏武故事』所載、建安十五年(十二月)己亥の令
- (38) 『三國志』諸葛亮伝。
- (39) 『樂府詩集』卷三〇「長歌行」下注引。
- (40) 李善注引『韓詩外傳』。
- (41) 建安十五年・十九年の用人令は、武帝紀の本文に、二十二年のそれは、武帝紀裴注引『魏書』に、それぞれ収録される。明の張溥編『魏武帝集』には、「求賢令」「舉士令」「求逸才令」として載せる。十九年の令(舉士令)には、「夫有行之士、未必能進取、進取之士、未必能有行也、陳平豈篤行、蘇秦豈守信邪、而陳平定漢業、蘇秦濟弱燕、由此言之、士有偏短、庸可廢乎、有司明思此義、則士無遺滯、官無廢業矣」と言う。
- (42) 『三國志』袁紹傳。袁紹が四世五公の名門出身であったことは、清の趙翼『廿二史劄記』卷五、四世三公の条に記される。
- (43) 黃節『漢魏樂府風箋』や余冠英『曹操曹丕曹植詩選』など。
- (44) 『世說新語』夙惠篇に記される、「何晏七歲、明惠如神、魏武奇愛之、因晏在官內、欲以爲子、晏畫地令方、自處其中、人問其故、答曰、何氏之虛也、魏武知之、卽遣還」の逸話は、『詩經』鄘風の「定之方中」詩を媒介として成立する。『詩經』を唱喩した曹操の姿も窺われて興味深い。
- (45) 『三國志』武帝紀の裴注に引く、孫盛の『異同雜語』に見える言葉。
- (46) 『三國志』呂蒙傳の裴注引。

(47) 『顏氏家訓』勉學篇にも、「魏武袁遺老而彌篤、此皆少學而至老不倦也」と言う。